



# 筑紫女学園大学リポジット

## A History of the Hongan-ji School in Chikuzen Appendix: A Transcription of the History of the Chokyoji Temple

|       |  |
|-------|--|
| メタデータ | 言語: jpn<br>出版者:<br>公開日: 2015-10-13<br>キーワード (Ja):<br>キーワード (En):<br>作成者: 鷺山, 智英, 小林, 知美, 樋口, すみ, 高松, 麻美,<br>SAGIYAMA, Tomohide, KOBAYASHI, Tomomi,<br>HIGUCHI, Sumi, TAKAMATSU, Asami<br>メールアドレス:<br>所属: |
| URL   | <a href="https://chikushi-u.repo.nii.ac.jp/records/465">https://chikushi-u.repo.nii.ac.jp/records/465</a>  |

# 寺院由緒に見る筑前真宗教団の歴史

## 附、長教寺史料翻刻

鷺山智英  
小 林 知 美  
樋 口 知 美  
高 松 麻 美

### はじめに

長教寺（福岡県嘉麻市熊ヶ畑）は山間部の集落にある。

『福岡県地理全誌』には

長教寺 本堂。七間四面。

本村長原ニアリ。万年山ト号ス。真宗西派。本山西京本願寺ニ属シテ。中本山タリ。明応年中。開祖明善。創立ス。寛永七年庚午三月。寺号木仏ヲ許サル。本堂ノ後ハ。石壁ナリ。卷栢。躑躅ノ類ヲ。数多栽タリ。寺僧時々澗水ヲ引キ。泉瀑ヲ飛シテ。興トス。清幽ノ境ナリ。と記されている。

長教寺には文政三年（一八二〇）に記された「長教寺来由之事」（以下「文政来由」）および明治時代半ばにまとめられた「嘉麻郡熊畑村

長教寺来由」（以下「明治来由」）が伝えられている。この二つの由緒書によって長教寺の歴史が明らかにされるが、特に興味深い点に関連史料資料にも触れながら概説してみたい。

### 一、豊前国田川郡弓削田村法光寺との関係について

長教寺の開基明善（俗名平島七郎右衛門）は明応六年（一四九七）に上洛し、蓮如上人の勧化をこうむって発心し、蓮如上人の弟子天然和尚に頼んで僧となった。帰郷して自宅を道場とし、天然和尚開基の豊前国田川郡弓削田村法光寺を手次の寺としたと伝えられている。

「文政来由」の前半の部分、上洛中に蓮如上人の勧化をこうむり、発心して真宗に帰依し僧となる、そして六字名号をもらって帰郷するというくだりは、真宗寺院の由緒によく見られる話である。

明善の場合、上洛時に蓮如上人のもとで仏門に帰依したということではなく、天然和尚に頼み僧となったと伝えており、蓮如上人よりは天然和尚との関係がより深いことを窺うことができる。現在においてその真偽を判断する材料はないが、蓮如上人に関する部分は、由緒の一般的類型としてのちに付け加えられたものだとも考えられる。

また、上洛中に天然和尚に頼んで僧となったという記述も、のちに法光寺が手次の寺となることから設定された話であるとも考えられるので、実際に天然和尚に面授したわけではないことも考えられる。

天然和尚（法名釋淨祐）は蓮如上人の弟子であり、九州最古の真宗寺院といわれる専想寺（大分県大分市）などを開いた僧である。九州や中国地方にゆかりの寺院が多い。法光寺も天然和尚を祖と伝えるが、最初は京都郡荒津方であり、天正八年（一五八〇）に田川郡弓削田村に寺基を移している（本多正道「九州地域五ヶ国の真宗」『講座蓮如』三三六頁）。

「明治来由」では大永三年（一五二三）八月に第二代西善が上洛して実如上人より本尊阿弥陀如来影像を下付された際の裏書が「興正寺殿門徒端坊（下か）卜筑前国賀摩郡隈畑村西善」であり、その後「且越」ますます繁盛し、その時から法光寺を手次の寺とした、と記されている。この裏書は現存しないが、昭和九年、当時の住職による法物調査時には「大幅御本尊 大永三癸未年八月廿四日 二世西善頂戴」と記録されており、その存在が確認されている。

しかし、享保十二年（一七二七）に第十三世諦空が調査しまとめた「長教寺法物紀鑑」によれば、この「大幅御本尊」に関する記述はない。

また、「文政来由」にも同様に関連する記述がないことを考えると「大幅御本尊」が確かに下付されたとは断定はできない。今後の調査研究に期待したい。

以上のことから、現段階でこれら由緒から推測できるのは、法光寺が弓削田村に移転してきたあとに長教寺との関係ができ、手次寺としたのではないかということである。

このように考えると、筑前国に真宗の教線がどのように伸びてきたかという一つのルートを知ることができる。長教寺は興正寺端坊系の寺院であるが、天然和尚が開基した専想寺を中心とした端坊系の教線が豊後国から豊前国田川郡弓削田村へと伸びて、さらに山間部沿いに筑前国嘉麻郡へと伸びてきたというルートである。

長教寺は後述するように、手次寺の法光寺とともにいったん東派となり、その後まもなく筑前国藩主黒田長政の政策により西派となった。その折法光寺との関係がなくなり、本願寺直末寺院となった。長教寺の場合は由緒に詳しくその経緯が残されており、元の本末関係を知ることができるが、このような例は少ない。筑前国へ真宗の教線がどのように伸びてきたのかを明らかにするためには長政の政策以前の本末関係がどうであったのかを示す史料の発掘が重要である。

## 二、法光寺とともに東本願寺に属することになったこと

「文政来由」には

慶長の初、法光寺住持順斎卒去の砌、後住職の儀に付上寺京都端

坊不宜の支配有之、法光寺後住少将大二憤り数多の門徒を引いて端坊を離れ、西派を出て東本願寺に奔る、此時当寺第八世順慶は法光寺随一の門徒にて、其恨少将に同じしがゆへ二共に東え奔り参る

と記されている。

また、「長教寺法物紀鑑」(長教寺藏)には次のように記述されている。

法光寺順斎と申坊主死去被仕候折節、端坊殿と法光寺後代少将と出入御座候て、法光寺の御影并豊前・長門両国の門徒不残御取上候て、少将姉智二被遣、少将失面目、東門跡様へ走り被参候、其御当寺儀も法光寺手次故、端坊殿御手ヲ離レ、東へ参申候

この二つの史料によれば、法光寺は地元豊前をはじめとして、長門国にも門徒を持つかなり有力な寺院であったことが窺える。その法光寺は住職の死去により養子少将を迎えたが、養母との間に問題が生じていたようである。この内紛に上寺である端坊が介入してきたことにより問題が拡大化し、法光寺内部が養母および少将姉智(端坊)派と少将派に分裂した。養母および少将姉智(端坊)派は半分以上の門徒を引き連れ寺院を別の場所(添田村)に構え西本願寺派となり、残った住職派は端坊を離れ東本願寺へ属することになったというのである。

由緒等では、法光寺内での家族間の実権争いであるかのように書かれている。また実際にそのような事実があったことはまちがいないと思われるが、慶長の初めという時期を考えると、その内紛に乗じた形で端坊が介入した理由は、当時の東西本願寺において末寺獲得争いが

激しく行われていたなかで、西本願寺派への取り込みを図ったものであるとみることができよう。

一方、弓削田法光寺由緒によれば、慶長三(一五九八)年故あって寺を弓削田村と添田村に分離、弓削田村法光寺に教如上人より寺号免許が下付されたと記されているのみである。(『田川市史』民俗篇)。分離した経緯にはまったく触れていない。

また本願寺の東西分立は慶長七年であり、法光寺の分離が由緒にあるように慶長三年であれば、端坊の介入の意図が変わってくるかもしれない。ところが、教如上人は引退させられた直後から「本願寺を別立させる強い意志を持って」おり、家康に積極的に近づいていったという指摘がある(『教如上人と東本願寺創立―本願寺の東西分派―』東本願寺教学研究編)。そのような状況のなかですでに裏方(教如側)と表方(准如側)の末寺獲得の動きがあったとしても不思議ではないと考えられる。

以上のような状況の中で長教寺は少将側に味方し、東本願寺派となったようである。

### 三、黒田長政の政策により東派から西派へ

「明治来由」に

慶長九年、龍光院殿御他界ノ砌り、國中惣婦参被仰附、太守黒田長政ノ命ニ依テ、又西派トナリテ法光寺ノ手ヲ離ル

とある。

龍光院殿とは筑前国初代藩主黒田長政の父黒田如水（官兵衛・孝高）のことである。慶長九年（一六〇五）三月に如水が逝去した後、筑前国の崇福寺において葬儀を営んだ際、長政は真宗東派の寺院には諷経および焼香させないとした。つまり「国中惣帰参」というのは領国内の真宗寺院はすべて西派とするという長政の政策であった。

本願寺が東西に分立（慶長七年）した後、筑前国のすべての真宗寺院は東派に属していた。その理由は、たとえば浄円寺（嘉麻郡椎木の）ように、「天正の頃東本願寺開基教如上人、当寺に御泊座し給へり。響待具さに至るを以て木仏尊像を賜はりぬ。斯の因縁に依て東本願寺の末流に属す」（仮題「嘉麻郡真宗寺院史」善照寺所蔵）というように、九州へ教如上人が下向した折に地元の僧侶や門徒と親しく交流し、法名や名号を与えたりしたことだと思われる。

長教寺は西派へ帰参した褒美として准如上人真筆ノ十字名号を拝領したとしている（現存しない）。他の嘉麻郡寺院では椎木の浄円寺・西郷の善照寺・有安の光厳寺が同様に帰参している。善照寺には褒美として下付された顕如上人の御影が現存している。裏書には「慶長九年七月二十日」の日付が記されており、「国中惣帰参」は慶長九年であると考えられるが、すべての寺院が帰参するまでにはある程度の時間的な幅があったことも考えられる。

この帰参時期については、岡村喜史氏は准如上人から黒田長政に宛ててくださった書状を分析して、慶長十二年であるとしている（九州北部における真宗の伝播と展開『九州真宗の源流と水脈』）。

（詳しくは拙論「筑前真宗教団の展開過程」・筑紫女学園大学・短期大

学部人間文化研究所叢書『九州真宗の源流と水脈』二〇一四）

## 五、長教寺第十四世西舟が

### 捨子教誡をして藩から褒美をもらった件

「文政来由」には次のように記している。

延享二年銀子拝領の節御書附の写

嘉麻郡熊畑村

長教寺

連々法義相守百性（ひやくせい）中えも非法之勸も不仕、貧賤之ものニハ捨子不仕ため米銭を施与来候段、此節帆牛僧より申出相達候、僧侶不珍儀ながら寄特の儀被思召上候、依之白銀一枚被下候、此已後盆彼岸の外ニも寺ニての説法勝手次第第二仕、百性共風俗の儀筋宜相成候様ニ教化可仕候事

延享二年

「帆牛僧」とは糟屋郡禅宗（曹洞宗）梅岳寺の僧である。延享元（二七四四）年から藩の許しを得て捨て子教誡のため筑前領内を巡回している。

巡回をしている中で最初は真宗の僧や門徒との関係も良好であった。その一つの事例が長教寺西舟が帆牛の推挙で褒美をもらったということである。ほかにも糟屋郡久原村安楽寺住職が同様に帆牛からの推挙により藩から銀子一枚を褒美として拝領している。

ところがその後、何か真宗との間に問題が生じたのだろうか、帆牛は「真宗ノ僧徒宗旨ニ偏寄、教化不宜ニ付門徒之風俗不宜候」（長教寺文書「宗難願書并御門徒由緒」と批判し、藩へ訴えるという状況に発展していく。そのため延享二年には鞍手郡・遠賀郡・穂波郡・嘉麻郡内の真宗門徒約千人が藩から改宗を命じられるという事態となった。この改宗命令を不服とする真宗僧侶や門徒の動きが全藩に広がり、さらに他藩の真宗僧侶や門徒が役所に押し掛けるという抗議行動を起こしたため、日田（幕府領）の代官が福岡へ出向いてその裁断をするという騒動に発展している。

その後藩は一連の騒動の原因は帆牛にあったとし、彼を遠島処分（実際には追放処分）にした。このことで騒動は鎮静化していった。

（詳しくは拙論「筑前における禅僧の捨て子教戒と真宗門徒―延享二年の真宗門徒改宗をめぐる―」兵庫大学附属研究所『研究所報』（5）、2001:3）

ところで、長教寺の本堂の欄間には二十四孝を題材とした彫刻が二か所にはめ込まれている「孝子囃間細工（董永・郭巨）、一三頁に作品紹介」。その題材はそれぞれ董永と郭巨ではないかと推察できることから、西舟が貧しい村人に捨て子をしてないように米銭を施し与えたことにより褒美をもらったことを記念して作られたものだと思われる。

ちなみに『二十四孝』の董永については、「董永は、幼いうちに母に別れてからというものは、家が貧しくて、いつも人に雇われ、農作をし、賃金をとって、日を送っていた。父はというと、足も立たないので、董永は小さな車を作り、父を乗せて、田の畔に置いて世話して

いた。ある時に、父に死に別れ、葬式を用意したいと存じながらも、もともと貧しいので、それもできない。そこで、銭十貫で自分の身を売り、葬式をとりおこなった。それから、その銭の貸し主のもとへ行ったところが、途中で、一人の美女に逢った。その董永の妻になりましょうというので、いっしょに戻って、一か月のうちに縑の絹三百疋を織って、貸主のもとへ返したので、貸し主も、これに感心して、董永の身を許した。そののちに、妻は、董永に向かって、『私は、天上の織女ですが、天があなたの孝行に心を動かされて、私を下して、借金を返済させたのです』と行って、天上へ上るのだった。」とある（日本古典文学大系『御伽草子集』三一一頁）。

また、郭巨については、「郭巨は、（中略）家は貧しいが、母を養っていた。妻は一人の子を産んで、その子は三歳になった。郭巨の老母は、その孫をかわいがり、自分の食事を分け与えた。ある時に、郭巨が妻に語って、『貧しいので、母の食事さえ、心の中で足りないと思つたのに、その一部を分けて、孫に下さるのでは、少ないにちがいない。これも、ひとえに自分の子がいたためである。結局、おまへと夫婦でいるならば、子は重ねて生まれるであろうが、母は重ねて生まれるはずはない。どちらにしても、この子を埋めて、母を十分養いたいものだ』と夫が言ったので、妻も、やはり悲しく思うが、夫の言にそむかないで、その三歳の子を引き連れて、埋めに行くのであった。その時に、郭巨は、涙を押えて、少し掘ったところが、黄金の釜を掘り出した。その釜に、不思議な文字が書いてあった。その文には、『天孝子郭巨に賜ふ、奪ふことを得ず、民取る得ず』とある。この意味は、天

から郭巨に下さるのであるから、ほかの人は取ってはならないということである。そこで、その釜を手にして喜び、子をも埋めず、ともに帰り、母にいいよ孝行を尽したということである。」とある（同前、三一五頁）。

#### 四、長教寺第十六世南江が遠島に処せられた件

「明治来由」には次のように記されている。

文化四年丁卯ノ年七月廿二日、南江・濟成兄弟宗意（安心不用意ノ）議ニ付、流罪トナル、同九月十九日、明光寺寛仲、浄満寺、流罪、六年目壬申年大島ヨリ帰島、二人ハ押込、三人ハ流罪トナル、其寺長教寺、仙林寺、（上座郡）西宗寺、（同）長念寺、（同）浄満寺ノ五ヶ寺ナリ

南江らの流罪の理由は「安心不用意」と記されているが、これは浄土真宗における最大の法論であった三業惑乱に関係することであった。

三業惑乱は第七代能化智洞の説が三業帰命にあたり安心異議の疑いがあるとされたことから始まる。宗門内で混迷を深め、ついには幕府による裁定にまで発展し、その結果本願寺は百日間の閉門に処せられた。

筑前での長教寺南江らの処分の経緯については『筑前国諸記』（星野元貞・本願寺史料集成）にも記事があり知ることができ。また、長教寺にはこのことに関する古文書が数点残されている。それらを読

むと純粹な安心についての問題ではなく、筑前藩内の僧侶間の、どろどろとした人間関係などが複雑に絡んでいるようだ。

南江は寛政十二年（一八〇〇）に禁足とされ、文政三年（一八二〇）に許されるまで実に二十年間にわたる服役の生活であった。そして翌年享年七十歳でその生涯を終えている（長教寺略系）

（詳しくは拙論「筑前における三業惑乱について——嘉麻郡長教寺文書を中心に——」兵庫大学附属研究所『研究所報』（7）、2003:3）

（付記）本論は鷺山智英が担当し、本論文の末尾に附した長教寺・仙林寺の系図は樋口すみ氏が作成した。長教寺史料の解説、翻刻、整理については「真宗史料講読会」において取り組んだ。会員は小林知美、小林久泰、川尻洋平、樋口すみ、高松麻美、鷺山である。

対象とした史料は、長教寺所蔵文書の中の『文化三年公儀江書上控長教寺来由の事 并寄附簿（本文中では「長教寺来由之事（文政来由）」と「嘉麻郡熊畑村長教寺来由（本文中では「明治来由）」である。

なお、長教寺所蔵文書も含む作品データは、『西国浄土真宗文化財調査研究報告書（三）』（二〇一三年、筑紫女学園大学・短期大学部発行）に掲載している。

翻刻については旧字、異体字については常用漢字やかなに改めた。改行については原本通りとし、書き下し分と対照しやすいように上下に配置した。

（以上、鷺山）

以下史料翻刻

文化三年公儀江書上控 長教寺来由の事 并寄附簿(本文)

文化三年公儀江書上控 長教寺来由の事 并寄附簿(書き下し)

(表紙)

「文化三年公儀江書上控

文化三年公儀へ書き上げ控

西旋

西旋

長教寺来由の事

長教寺来由の事

明應年中已来

明應年中已来

并に

ならびに

寄付簿

寄付簿

長教寺

長教寺

文政三年三 指出候控

文政三年三(月脱か) 指し出し候控

青柳勝次殿風土為再々調子国中相廻ニ付

青柳勝次殿、風土(記脱か)再々調子ため、国中相廻につき、触頭

触頭より国中合冊ニして寺社役所へ被指出

より国中合冊にして寺社役所へ指し出さる

西本願寺直参

西本願寺直参

嘉麻郡熊畑村長教寺来由之事

嘉麻郡熊畑村長教寺来由の事

一当寺開基ハ往古平島七郎右衛門入道明善也相伝曰

一当寺開基は、往古、平島七郎右衛門入道明善なり。相伝曰く、

平嶋七郎右衛門其先は肥前国平嶋の産也

平嶋七郎右衛門、その先は肥前国平嶋の産なり。

神功皇后古処山之熊襲御征伐の節肥前平島

より剛強之もの召連たまい御退治ましませし時熊襲従類二熊鷲といへる者

ともに王化ニ服し当村ニ蟄居しけるに

尚熊鷲押へとして召連給ひし平嶋の

ものを爰に止メ置たまいしとなり時の人

熊鷲が一旦王命ニ背しを憎ミ貶しめて

くまくまと呼たり此熊鷲勇猛の者にて

此山中に追々畠を堀開ければ人呼て熊が

畑くといへりしより所の名に呼けると

なん平嶋より止りしものも子孫相統

してありしとなり其後胤に生れし

七郎右衛門也此処に古より平嶋を性(マヤ)と云もの

今四五軒是あり熊鷲此處にて終りける

を葬りて板山殿と申ハ熊鷲之墓なりと

申伝ふ此墓と申事ハ先年加藤廬山殿風土御調子

の節村役人より書上置候当寺本尊寺号等の

儀は先年書附差出置候へは其写を後に書附候

一延享二年乙丑七月当寺十四世西舟達

御聴事有之白銀杓枚拝領仕候其節御書附頂戴

仕候其写後二書附候

一寛政五癸丑年先住南江代丹家錦小路修理大夫

神功皇后、古処山の熊襲御征伐の節、肥前平島より

剛強のもの召し連れたまい御退治ましませし時、

熊襲従類に熊鷲といへる者、

ともに王化に服し、当村に蟄居しけるに、

なお熊鷲押さええとして、召し連れたまいし平嶋のものを、

ここに止め置きたまいしとなり。時の人、

熊鷲が一旦王命に背しを憎み貶しめて、

くまくまと呼たり。この熊鷲勇猛の者にて、

この山中に追々、畠を堀開ければ人呼て、

熊が畑熊が畑といへりしより所の名に呼けるとなん、

平嶋より止りしものも、子孫相統

してありしとなり。その後胤に生れし

七郎右衛門なり。このところに古より平嶋を性(マヤ)と云もの、

今四五軒これあり。熊鷲このところにて終りけるを

葬りて、板山殿と申すは、熊鷲の墓なりと

申し伝ふ。この墓と申すことは、先年加藤廬山殿、風土御調子

の節、村役人より書き上げ置候。当寺本尊寺号等の

儀は、先年書きつけ差し出し置候へば、その写しを後に書きつけ候。

一延享二年乙丑七月、当寺十四世西舟、

御みに達することこれあり。白銀杓枚拝領仕候。その節、御書

きつけ頂戴

仕り候その写し、のちに書きつけ候。

頼尚卿より当寺十三世諦空二因縁有之筋にて

同家先代の御位牌并阿弥陀如来の画像一幅

御預被成候其節同家猶子二被仰付候間其趣御窺

申上候処猶子之儀は類例無之二付御聞通無之段

尤位牌等之儀は可為勝手次第旨御奉行より被仰候

趣二付其通り二仕候此外何たる別条も無御座候

元文三年并加藤廬山殿御調子の節指出候書附写

嘉麻郡熊畑村長教寺来由の事

一長教寺ハ往古平嶋七郎右衛門と申者当処住居の

農民にて芸耕の業を常とすといへとも聊

菩提を求るの志も御座候にや明応年中

上洛して蓮如上人の御勸化を蒙り歎喜

の餘り蓮如上人の真弟天然和尚に謁し

入道して明善と号し蓮如上人真筆の

六字名号を頂戴して下向〔天然和尚ハ天台の碩学中国の人にて

晩に蓮如上人の弟子となる豊前国田河郡弓削田村法光寺の開基〕此

時信仰の族

多く門徒数輩に及申候従是第二世西善

数多の檀徒を領するがゆへに豊前田河郡弓

削田村法光寺住持を師範として真宗

安心の奥義を究め門徒を勸化するの道を

一寛政五癸丑年、先住南江代、丹家錦小路修理大夫

頼尚卿より、当寺十三世諦空に因縁これある筋にて、

同家先代の御位牌、ならびに阿弥陀如来の画像一幅、

御預けなられ候。その節、同家猶子に仰せつけられ候あいだ、その

趣、御窺い

申し上げ候ところ、猶子の儀は、類例これなきにつき、御聞き通り

これなき段、

もつとも位牌等の儀は、勝手たるべき次第旨、御奉行より仰せられ

候

趣につき、その通りに仕り候。このほか、何たる別条もござなく候。

元文三年ならびに加藤廬山殿御調子の節、指し出し候書きつけ写し

嘉麻郡熊畑村長教寺来由の事

一長教寺は、往古平嶋七郎右衛門と申す者、当処住居の

農民にて芸耕の業を常とすといえども、いささか

菩提を求むるの志もござ候にや、明応年中

上洛して、蓮如上人の御勸化を蒙り、歎喜の

あまり蓮如上人の真弟天然和尚に謁し

入道して明善と号し、蓮如上人真筆の

六字名号を頂戴して下向〔天然和尚は天台の碩学。中国の人にて、

晩に蓮如上人の弟子となる。豊前国田河郡弓削田村法光寺の開基〕

この時、信仰の族

習ふ是ヲ以弓削田法光寺を代々手次の坊主と定め大永三年癸未八月下旬ニ西善上洛して

山科本願寺之時本尊の影像願上即実如上人真筆の御判頂戴して下向此時に至りて且越

弥繁昌し法義益盛んに罷成申候夫より

七十余年の後迄弓削田村法光寺手次たり

然ルに慶長の初法光寺住持順齋卒去の

砌後住職の儀に付上寺京都端坊不宜の

支配有之法光寺後住少将大二憤り数多の

門徒を引いて端坊を離れ西派を出て東

本願寺に奔る此時当寺第八世順慶は

法光寺随一の門徒にて其恨少将に同じき

がゆへニ共に東へ奔り参る而後幾程なくして

慶長九年

龍光院殿御他界の砌御國中惣帰參被

仰付候間其節弓削田村法光寺手次を離れ

東を出て西に帰り本願寺へ直參此時

褒美として十字名号を唯如上人より拝領

仕候夫より三十年を歴て寛永七年庚午

三月上旬ニ第九世明順に長教寺と申寺号

并本尊木仏の赦免准如上人真筆之御判

申請同十七年に十世慶祐七高僧并皇太子

の影像願上早速免許を蒙るの処に

多く、門徒数輩に及び申し候。これより、第二世西善、数多の檀徒を領するがゆえに、豊前田河郡弓

削田村法光寺住持を師範として、真宗

安心の奥義を究め、門徒を勸化するの道を

習う。これをもって、弓削田法光寺を代々手次の坊主

と定め、大永三年癸未八月下旬に西善上洛して、

山科本願寺の時、本尊の影像願い上げ、即、実如上人

真筆の御判頂戴して下向。この時に至りて、且越

いよいよ繁昌し、法義ますます盛んに罷りなり申し候。それより、

七十余年のちまで弓削田村法光寺手次たり。

しかるに、慶長の初め、法光寺住持、順齋卒去の

みぎり後住職の儀に付き、上寺京都端坊、宜しからざるの

支配これあり。法光寺後住少将おおいに憤り、数多の

門徒を引いて端坊を離れ、西派を出て東

本願寺に奔る。この時、当寺第八世順慶は、

法光寺随一の門徒にて、その恨み、少将に同じき

がゆえに、共に東へ奔り参る。しかるのち、幾程なくして、

慶長九年

龍光院殿御他界のみぎり、御國中すべて帰參

仰せつけられ候あいだ、その節、弓削田村法光寺手次を離れ、

東を出て西に帰り、本願寺へ直參。この時、

褒美として十字名号を唯如上人より拝領

仕り候。それより三十年をへて、寛永七年庚午

端坊より往昔弓削田法光寺手次たるヲ以

猥に本末の異儀本山え被申支依之右の

影像懸留られ従是端坊と本末異論に

及空ク十三ヶ年の歳箱(歳か)を送り申候雖然と

慶長の初端坊を離れ東派に成其後

興雲院殿の嚴令を蒙り帰參し直參

仕たる事顯然たるニ依て終ニ承応元年の

冬於本山理非判断相済直參無紛に依て

右数年懸留られたる影像を坊官下問大進

法眼同宮内卿法眼より相渡し被申候其後

十一世西玄寛文元年の頃より同七年末の年

迄ニ祖師乃影像并官職等申請十二世西周

元禄十年に祖師の絵伝申請并鐘(楼脱カ)建立

十三世諦空一切経請入仕寺院増暉仕候

拙僧迄十四代惣て開基已来式百四十壹年ニ相成

申候已上

元文三年

戊午二月

長教寺末寺同郡本谷村仙林寺

寛永年中開基祐念

長教寺十世慶祐弟子

三月上旬に、第九世明順に長教寺と申す寺号

ならびに本尊木佛の赦免、准如上人真筆の御判

申し請け、同十七年に十世慶祐高僧ならびに皇太子

の影像願い上げ、早速免許を蒙る。このところに

端坊より、往昔弓削田法光寺手次たるをもつて

猥に、本末の異儀、本山へ申し支えられ、これにより、右の

影像懸け留られ、これより端坊と本末異論に

及びむなしく十三ヶ年の歳霜を送り申し候。しかるといへども、

慶長の初め、端坊を離れ東派になる。その後、

興雲院殿の嚴令を蒙り帰參し直參

仕りたること顯然たるによりて、ついに承応元年の

冬、本山において理非判断あい済み直參紛れなきによりて、

右数年懸留られたる影像を、坊官下問大進

法眼同宮内卿法眼より相渡し申され候。その後、

十一世西玄、寛文元年のころより、同七年末の年

までに祖師の影像ならびに官職等申し請け、十二世西周、

元禄十年に祖師の絵伝申し請け、ならびに鐘(楼脱カ)建立。

十三世諦空、一切経請け入れ仕り、寺院増暉仕り候。

拙僧まで十四代すべて開基已来式百四十壹年に相なり

申し候、已上。

元文三年

戊午二月

長教寺末寺同郡本谷村仙林寺

寛永年中開基祐念

長教寺十世慶祐弟子

二世道味（味カ）寛文元年寺号御免

本谷村にて長教寺旦那六拾軒を分て附ス

三世 龍伝 第四世 惠雲

第五世惠暁

右は元文三年二月書上候写也

延享二年銀子拝領の節御書附の写

嘉麻郡熊畑村

長教寺

連々法義相守百性(マヤ)中(マヤ)えも非法之勸も不仕

貧賤のものニハ捨子不仕ため米錢を施与

来候段此節帆牛僧より申出相達候僧侶不珍

儀ながら寄特の儀被思召上候依之白銀一枚

被下候此已後益彼岸の外ニも寺ニての説法

勝手次第第二仕百性共風俗の儀筋宜相成候様ニ

教化可仕候事

延享二年

右は御書附の写也

元文三年由来書指上候当寺十四世西舟より

十五世西仙 十六世南江 拙僧迄十七代

開基已来今辰年迄凡三百廿三年ニ相成申候已上

文政三辰年三月

長教寺

徹照

長教寺末寺同郡本谷村仙林寺

寛永年中開基祐念

長教寺十世慶祐弟子

二世道味（味カ）寛文元年寺号御免

本谷村にて長教寺旦那六拾軒を分けてふす

三世龍伝 第四世惠雲

第五世惠暁

右は元文三年二月書き上げ候写しなり

延享二年、銀子拝領の節、御書きつけの写し

嘉麻郡熊畑村

長教寺

連々法義相守百性(マヤ)中(マヤ)へも非法の勸め仕らず、

貧賤のものには捨子仕らずため米錢を施し与え

来り候段、この節、帆牛僧より申し出で相達し候。僧侶、珍しからず

儀

ながら寄特の儀思しめしあげられ候。これより、白銀一枚

下され候。これ已後、益彼岸のほかにも寺にての説法

勝手次第に仕り、百性共風俗の儀、筋宜しく相なり候様に、

教化仕るべく候こと

延享二年

右は御書きつけの写しなり

元文三年由来書指し上げ候。当寺、十四世西舟より

(以下歴代住職目録、寄附簿あるも略す)

### 所蔵作品紹介



孝子図欄間細工 (董永)



孝子図欄間細工 (郭巨)

#### 〔作品データ〕

孝子図欄間細工(董永・郭巨) 二面。

木造 粘土下地彩色 縦63センチ、横181センチ。

天保七年(一八三六年)

「文政来由」の寄附簿に「焼物細工唐扶間 壱間

山田庄屋和惣」と記述あり。※『報告書(三)』No.294 天保七年七月 上

十五世西仙十六世南江拙僧まで十七代

開基以来、今辰年までおおよそ三百二十三年に相なり申し候、已上。

文政三辰年三月 長教寺

徹照

## 嘉麻郡熊畑村長教寺来由(本文)

当山長教寺ハ往古平島七郎右衛門ト申  
 其祖先ハ肥前ノ平島ノ人神功皇后古所山ノ熊襲  
 征伐ノ時平島ヨリ剛強ノ士ヲ引率シテ来リ属ス  
 熊襲及其従類熊鷲共ニ王化ニ服シ当  
 地ニ蟄居セリ依テ平島ヲシテ熊鷲ヲ鎮圧セシ  
 メンガ為此地ニ留ラシム人熊鷲ガ王命ニ背キ  
 シヲ惡ミ熊々ト貶称セリ熊鷲勇猛齊力  
 人ニ絶ス山野ヲ開拓セリ是即チ熊ヶ畑ノ名ノ  
 起ル所以ナリ而シテ平島ノ末裔今ニ連襲  
 セリ七郎右衛門ハ其後胤ナリト云フ板倉山ニ  
 墓跡アリト云々  
 中古七郎右衛門ハ由緒正シキ豪農ニテ  
 田畠苦(芸カ)耕ノ業ヲ常トスト雖モ聊カ菩提  
 ヲ求ルノ志アリ明応六年丑(巳カ)ノ春上洛セリ  
 其頃京都ニテハ本願寺第八代ノ法主蓮如  
 上人トテ其名聞エ高ク遠国迄隠レナク  
 其故ハ親鸞聖人ノ孫三代目覚如上人  
 觀応ノ頃カクレ給ヒシ後ハ宗門モ衰ヘ法  
 義モ疎ク相成リ御堂迎モ僅カ三間位ナリ  
 其頃洛中ニテハ山名。細川ノ戦アリ其外

## 嘉麻郡熊畑村長教寺来由(書き下し)

当山長教寺は、往古平島七郎右衛門と申す、  
 その祖先は肥前の平島の人、神功皇后、古所山の熊襲  
 征伐の時、平島より剛強の士を引率して来り属す。  
 熊襲およびその従類、熊鷲共に王化に服し、当  
 地に蟄居せり。よりて平島をして熊鷲を鎮圧せし  
 めんがために、この地に留らしむ。人、熊鷲が王命に背き  
 しを惡み、熊、熊と貶称せり。熊鷲、勇猛にして肅力、  
 人に絶す。山野を開拓せり。これすなわち熊ヶ畑の名の  
 起るゆえんなり。しかして平島の末裔、今に連襲  
 せり。七郎右衛門はその後胤なりという。板倉山に  
 墓跡ありと云々。  
 中古、七郎右衛門は由緒正しき豪農にて、  
 田畠苦(芸カ)耕の業を常とすといえども、聊か菩提  
 を求むるの志あり。明応六年巳の春、上洛せり。  
 その頃京都にては、本願寺第八代の法主蓮如  
 上人とて、その名聞え高く、遠国まで隠れなく、  
 その故は、親鸞聖人の孫三代目覚如上人、  
 觀応の頃かくれ給ひし後は、宗門も衰へ法  
 義も疎く相成り、御堂とても僅か三間位なり。  
 その頃洛中にては、山名、細川の戦あり。その外、

諸国不穩蓮如上人モ山門ノ衆徒（徒カ）ニ惶

カサレ三井寺ヨリ北国ニ移リ玉ヒ徑廻在々

ケレドモ今ハ山城ノ国山科ニ一字ヲ建テ玉ヒ

弘願他力ノ念仏ヲ弘メ玉フ七郎右衛門ハ

此ノ御勸化ヲ蒙ルニ悪人撰取凡夫直入ノ

法ヲ聴聞シ忽チ発心シテ懺悔ス歡喜ノ

余リ上人ノ真弟天然和尚ニ頼ミ入道シテ

法名ヲ明善ト授ケ玉フ上人深く喜ヒ在々テ

真筆ノ六字名号ヲ与へ給フ明善感涙。

肝ニ銘ス蓮如上人仰ケルニ汝故郷ニ帰り

法義相續シ群類ヲ導クベシトノ玉ヘリ明善

深く其恩ヲ謝シ御名号頂戴シテ下向ス

此天然和尚ハ元中国ノ人ニテ天台ノ碩学者ナリ

上人ニ參リ懺悔シテ弟子トナル後ニハ九州ニ渡リ

豊前国田河郡弓削田ノ法光寺ノ開基トナル

明善下向ノ後ハ從類眷屬ヲ勸メ我家ヲ

道場トシ名号ヲ安置シ常住御給仕ヲナシ

法義相續セバ此時信仰ノ蔭ヲ多く

門徒参加ス其後大永三年癸ノ末ノ年

八月下旬西善二代ヲ繼キ上洛シテ山科

本願寺ニ參リ本尊ノ御影像ヲ願ヒ申

受ケタキ由ヲ望レシカバ時ノ善知識第九代

実如上人免許アル此時西善申上ケルニ

諸国不穩にして、蓮如上人も山門の衆徒（徒カ）におどろ

かされ、三井寺より北国に移りたまひ、徑廻りましまし

けれども、今は山城の国山科に一字を建てたまひ、

弘願他力の念仏を弘めたまう。七郎右衛門は

この御勸化を蒙るに、悪人撰取、凡夫直入の

法を聴聞し、たちまち発心して懺悔す。歡喜の

あまり上人の真弟天然和尚に頼み、入道して

法名を明善と授けたまう。上人深く喜びましまして、

真筆の六字名号を与えたまう。明善、感涙

肝に銘ず。蓮如上人仰けるに、汝故郷に帰り、

法義相續し、群類を導くべしとのたまえり。明善

深くその恩を謝し、御名号を頂戴して下向す。

この天然和尚は、もと中国の人にて天台の碩学者なり。

上人に參り懺悔して弟子となる。後には九州に渡り、

豊前国田河郡弓削田の法光寺の開基となる。

明善下向の後、從類眷屬を勸め、我家を

道場とし、名号を安置し、常住御給仕をなし、

法義相續せば、この時信仰の蔭ら多く、

門徒参加す。その後、大永三年癸の末の年

八月下旬、西善二代を繼ぎ、上洛して、山科

本願寺に參り、本尊の御影像を願ひ申し

受けたき由を望まれしかば、時の善知識第九代

実如上人、免許ある。この時、西善申上けるに、

親明善天然上人ノ吹挙ニヨリ蓮如上人ノ御教化ヲ蒙リ発心シテ法名及六字ノ御名号ヲ頂戴セシ事ナレバ下坊主ニ成リタキ由ヲ申上ケレバ実如上人間コシ召サレ神妙ニ思召本尊阿弥陀如来ノ御影像ノ裏(裏)書ニ興正寺殿門徒端坊ト(下か)筑前国賀摩郡隈畑村西善ト御染筆被遊タリ隈ノ字ハ今ト違エリ此ノ本尊ヲ頂キ下向ス此時ニ至ツテ且越弥々繁昌ス法義益々盛ンナリ夫ヨリ七十年間弓削田法光寺ニ属ス然ルニ慶長ノ始メ法光寺ノ住持順齋卒去ノ砌リ後住職即チ養子少将ト養母ト世論ノ不和ニヨリ養母門徒ヲカタライ蓮如上人ヨリ天然ニ授ケ玉ヒシ什物ヲ以テ同郷添田ニ移リ一寺ヲ拵ヘタリ門徒過半之ニ随フ依テ少将大ヒニ憤リ東派ニ転属ス当寺順慶モ同ク少将ニ従フテ東派ニ改ム其後幾程モナク慶長九年龍光院殿御他界ノ砌リ國中惣婦参被仰附太守黒田長政ノ命ニ依テ又西派トナリテ法光寺ノ手ヲ離ル夫ヨリ三十年ヲ経テ

親明善、天然上人の吹挙により、蓮如上人の御教化を蒙り、発心して法名および六字の御名号を頂戴せし事なれば、下坊主に成りたき由を申上ければ、実如上人間こし召され、神妙に思し召し、本尊阿弥陀如来の御影像の裏書に、興正寺殿門徒端坊ト、(下か)筑前国賀摩(嘉麻)郡隈畑村西善と御染筆あそばされたり。隈の字は今と違えり。この本尊を頂き下向す。この時に至つて、且越いよいよ繁盛す。法義益々盛んなり。それより七十年間、弓削田法光寺に属す。しかるに慶長の始め、法光寺の住持順齋卒去のみぎり、後住職すなわち養子少将と養母と世論の不和により、養母門徒をかたらい、蓮如上人より天然に授けたまいし什物をもつて、同郷添田に移り、一寺をあつらえたり。門徒過半これに随う。よりにて少将大いに憤り、東派に転属す。当寺順慶も同じく少将に従うて東派に改む。その後幾程もなく、慶長九年龍光院殿御他界のみぎり、國中惣婦参仰せ附けられ、太守黒田長政の命によりて又西派となりて、法光寺の手を離る。それより三十年を経て、

寛永七年庚午三月上旬二東ヲ出て  
西へ帰ル本願寺直參此ノ御褒美  
トシテ准如上人真筆ノ十字名号ヲ  
拝領ス其後第九世明順ニ長教寺ノ  
寺号ト本尊木仏ノ赦免准如上人ノ  
真筆ノ御判ヲ申受ク同十七年ニ  
第十世慶祐ノ時七高僧并ニ聖徳太子  
ノ影像及蓮師ノ御影ヲ願上早速免許  
ヲ蒙リシ処ニ端坊ヨリ往昔弓削田ノ  
法光寺ノ手次タルヲ以テ猥リニ本末ノ異  
儀本山工被申支依之右ノ影像懸留  
ラレ従是端坊ト本末異論ニ及フ  
空ク十三年ノ歳霜ヲ送ル然ト雖モ  
慶長ノ初メ端坊ヲ離レ東派ニ成リ其後  
興雲院殿ノ嚴命ヲ蒙リ帰參シ直  
參仕リタル事顯然タルニ依テ終ニ承応  
元年ノ冬本山ニ於テ理非判断相濟ミ  
直參紛レナク之ニ依テ懸留ラレタル影像ヲ  
坊官下間大進法眼同宮内卿法眼ヨリ  
相渡シ下サル此代寛永年中門從(徒カ)ヲ分チ  
宮野村桑野ニ一字ヲ建ツ開基ハ当山  
第十世慶祐ノ弟子祐念ナリ其第二世  
道味ノ時寛文元年仙林寺ノ寺号

寛永七年庚午三月上旬に、東を出て  
西へ帰る。本願寺直參。この褒美  
として准如上人真筆の十字名号を  
拝領す。その後、第九世明順に長教寺の  
寺号と本尊木仏の赦免、准如上人の  
真筆の御判を申し受く。同十七年に  
第十世慶祐の時、七高僧ならびに聖徳太子  
の影像および蓮師の御影を願い上げ、早速免許  
を蒙りし処に、端坊より、往昔、弓削田の  
法光寺の手次たるをもつて、猥りに本末の異  
儀本山へ申し支えられ、これにより右の影像懸け留め  
られ、これより端坊と本末異論に及ぶ。  
むなしく十三年の歳霜を送る。しかりといえども、  
慶長の初め端坊を離れ東派に成り、その後、  
興雲院殿の嚴命を蒙り、帰參し直  
參仕りたる事、顯然たるによりて、終に承応  
元年の冬、本山において理非判断相濟み、  
直參紛れなく、これによりて懸け留められたる影像を、  
坊官下間大進法眼、同宮内卿法眼より  
相渡し下さる。この代寛永年中門從(徒カ)を分かち、  
宮野村桑野に一字を建つ。開基は当山  
第十世慶祐の弟子祐念なり。其第二世  
道味(味カ)の時、寛文元年、仙林寺の寺号

御免トナル第三世龍伝第四世惠雲第

五世惠暁ト継承ス当山第十一世西

玄ノ代寛文十二年壬子ヨリ至延宝元年

癸丑二本堂建立上棟トナル同七年二ハ祖

師ノ御影像并ニ官職等申受ク

第十二世西周ハ新田義貞ノ末葉

大隈鰐坂道恩ノ四男ナリ当山ノ住職トナル

元禄十年丁丑四月三日ニ祖師聖人ノ御絵伝

ヲ受ク寂如上人御判西周ノ当山エ持

参品ノ内義貞公ノ在世御居間ノ屏

風トテ金泥ニ牡丹及草花等ヲ画キシモノ

半隻今ニ長教寺ノ宝物品ノ一ニ算ヘラル

元禄十五年壬午ノ年鐘及鐘楼建

立トナル第十三世諦空ハ肥前西法

寺知法ノ弟也父ハ基養父郡野口村

鶴田平兵衛此人ノ三男ナリ又此代ニ大蔵

經受入ル第十四世西舟寛延二年己

巳三月廿九日経蔵建立ト成リシモ位置

不適ノ為破損セシヲ以テ天保九年戊ノ年ニ再

建トナル十五世西仙十六世ハ西仙ノ弟ナリ

文化四年丁卯ノ年七月廿二日南江濟成兄弟宗意（安心不用意ノ）議ニ

付

流罪トナル同九月十九日明光寺寛仲。浄満寺。流罪

御免となる。第三世龍伝、第四世惠雲、第

五世惠暁と継承す。当山第十一世西

玄の代、寛文十二年壬子より延宝元年

癸丑にいたり、本堂建立し上棟となる。同七年には祖

師の御影像ならびに官職等を申し受く。

第十二世西周は新田義貞の末葉、

大隈鰐坂道恩の四男なり。当山住職となる。

元禄十年丁丑四月三日に祖師聖人の御絵伝

を受く。寂如上人御判。西周の当山へ持

参品の内、義貞公の在世御居間の屏

風とて、金泥に牡丹および草花等を画きしもの

半隻、今に長教寺の宝物品の一に算えらる。

元禄十五年壬午の年、鐘および鐘楼、建

立となる。第十三世諦空は肥前西

法寺知法の弟也。父は基養父郡野口村

鶴田平兵衛、この人の三男なり。またこの代に、大蔵

經を受け入れる。第十四世西舟、寛延二年己

巳三月二十九日、経蔵建立と成りしも、位置

不適のため破損せしをもつて、天保九年戊（戊脱か）の年に再

建となる。十五世西仙、十六世は西仙の弟なり。

文化四年丁卯の年七月二十二日、南江、濟成兄弟、宗意（安心不用意

の）議に付き

流罪となる。同九月十九日、明光寺寛仲、浄満寺、流罪、

六年目壬申年大島ヨリ帰島（其故ハ）此時二人ハ押込三人

ハ流罪トナル其寺長教寺仙林寺（上座郡）西宗寺（同）長念寺

（同）浄満寺ノ五ヶ寺ナリ○此ノ当山十六世南江ノ代

同氏上洛ノ折錦小路殿ノ御位牌ヲ預ケラレ其御苦

提（御願）ノ為トシテ御本尊（法便法身）ノ大幅ノ画像一幅御下賜ト

ナリ其本尊

及五ツトモへ（巴）金紋入黒塗ノ状箱今ニ残レリ其外同殿ヨリ

猶子翠網（網カ）代輿金紋挾箱御免ト成ル此ノ

二条殿ト因縁ノ義ハ先代十三世ノ諦空元録宝永

正徳ノ間折々上京仕リ候節ニ錦小路修理大夫

殿御先代右京権大夫殿輿方エ因縁有之相見

仕リ段々御對話申上候砌リ法義ノ筋御物語リ

申上候処御本所深く御信仰被為有候テ則チ

本願寺寂如上人ノ時浄土真宗ノ本尊申

被受御安置為在ラル然処去丑ノ年当寺濟

成在京ノ折錦小路殿被為聞及御人ヲ以テ仰セ

被聞候趣ハ諦空ト申僧ハ世代ニ連リ仁厚ノ

由御尋ニ付キ則チ拙寺十三代ノ住持ニテ拙僧ノ

祖父ノ由申上候処其時御先代御皈依

ノ趣被仰聞右御安置ノ仏像ハ御先代

格別御信仰被為有候事故至極大切ニ

思召シ後代ニ至リ万一麓略ニモ可相成

哉依之其宗体タル長教寺故右御安置

六年目壬申年、大島より帰島す。（其故は）此時二人は押込、三人

は流罪となる。その寺、長教寺、仙林寺（上座郡）、西宗寺（同）、長

念寺

（同）、浄満寺の五ヶ寺なり。この当山十六世南江の代、

同氏上洛の折、錦小路殿の御位牌を預けられ、その御苦

提（お願い）のためとして、御本尊（方便法身）の大幅の画像一幅、

御下賜となり、その本尊

および五巴金紋入黒塗の状箱、今にのこれり。その外、同殿より

猶子、翠、網代輿、金紋挾箱、御免となる。この

二条殿と因縁の義は、先代十三世の諦空、元録、宝永、

正徳の間、折々上京つかまつり候節に、錦小路修理大夫

殿、御先代右京権大夫殿輿方へ因縁これあり、相見

つかまつり、だんだん御對話申し上げ候みぎり、法義の筋、御物語り

申し上げ候ところ、御本所深く御信仰あらせられそうろうて、則ち

本願寺寂如上人の時、浄土真宗の本尊申し

受けられ、御安置あらせらる。しかるところ、去る丑の年、当寺濟

成在京の折、錦小路殿聞きおよばされ、御人をもつて仰せ

聞かされそうろう趣は、諦空と申す僧は、世代に連なり、仁厚の

由、御尋につき、則ち拙寺十三代の住持にて拙僧の

祖父の由、申し上げ候ところ、その時、御先代御皈依

の趣仰聞かされ、右御安置の仏像は、御先代

格別に御信仰あらせられそうろう事ゆえ、至極大切に

思召し、後代に至り、万一麓略にも相成るべき

ノ仏像御預ケ可被成候由尚ヲ又御先代

御両(カ)家ノ御位牌御帰依仏像ニ随従

被在候趣御請取申上永代御供養申上ベクトアル

当山第十七世大成房西旋文政七年甲

申一代飛檐列座拜官又同九月廿六日付ケ

本如上人ヨリ永代列座許トナル

十八世ハ西天十九世ハ曇霖廿世ハ

西晋廿一世ハ西旋西晋ノ長男明治十四年

四月十日豊後国日邨広瀬ノ門ニ入り漢籍ヲ

学ブ事八年不幸ニシテ同十九年五月廿九日

同熟(塾カ)ニ於テ卒去

廿世西晋ノ代

(以下歴代住職目録、宝物等目録あるも略す)

や。これにより、その宗体たる長教寺ゆえ、右御安置

の仏像、御預けならるべくそうろう由、なおまた、御先代、

御両家の御位牌、御帰依仏像に随従

あらせられそうろう趣、御請取申し上げ、永代御供養申上ぐべくとある。

当山第十七世大成房西旋、文政七年甲

申、一代飛檐列座拜官、また同九月二十六日付け、

本如上人より永代列座許となる。

十八世は西天、十九世は曇霖、二十世は

西晋、二十一世は西旋、西晋の長男。明治十四年

四月十日、豊後国日邨(日田か)広瀬の門に入り、漢籍を

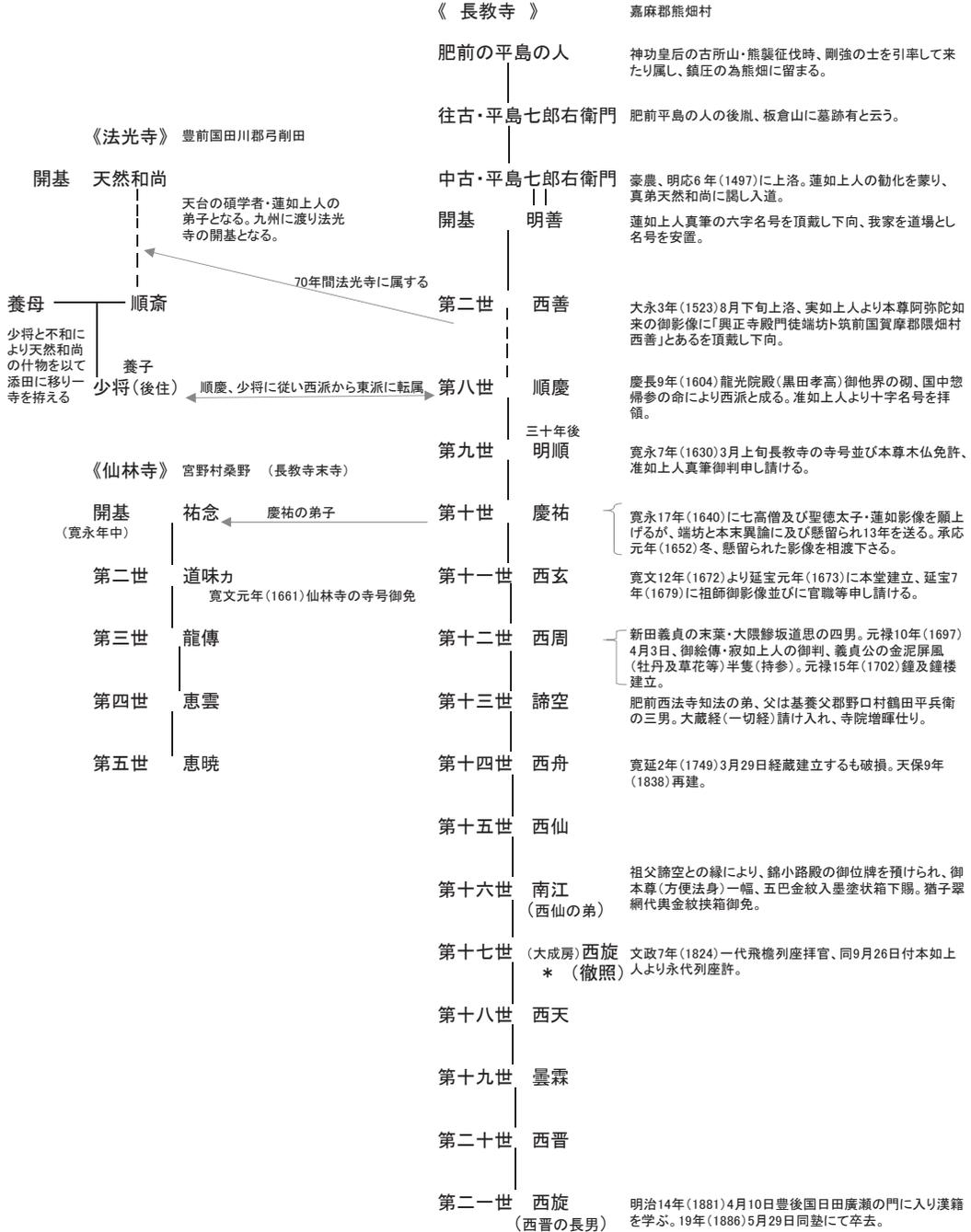
学ぶこと八年、不幸にして同十九年五月十九日、

同熟(塾)において卒去す。

二十世西晋ノ代

(以上、小林)

# 長教寺・仙林寺 系図



\* 本系図は「文化三年公儀江書上控 長教寺来由の事 並寄附簿」と「嘉麻郡熊畑村長教寺来由」より作成した。  
 \* 「文化三年公儀江書上控 長教寺来由の事 並寄附簿」には「第十七世徹照」とある。

- (さぎやま ともひで…人間文化研究所 客員研究員)  
(こばやし ともみ…アジア文化学科 講師)  
(ひぐち すみ…タクト職員)  
(たかまつ あさみ…太宰府市文化ふれあい館学芸員)